

「研修履歴を活用した 対話に基づく受講奨励」 の実施について

令和7年度佐賀県教員研修計画より抜粋

5 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の内容・方法等について

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）により、教育委員会による校長及び教員の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが、令和5年4月1日から施行されることとなりました。対話に基づく受講奨励によって、これまで以上に、教員一人一人が学びの成果を振り返ったり自らの成長実感を得たりすることができると考えられています。また、自らの学びを客観視した上で、さらに伸ばしていきたい分野・領域や新たに能力開発をしたい分野・領域を見出すことができ、主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成につながることを期待されています。

佐賀県教育委員会は、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の内容・方法等について、以下の事項を定めます。

なお、本章において、【正式名称】：「全国教員研修プラットフォーム（Platform for School Teachers and staff Development）」を【通称】：「Plant」（呼び方：プラント）で称しています。

（1）対象となる教職員の範囲

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の対象となる「公立の小学校等の校長及び教員」の範囲は以下のとおりとします。（法律上の対象範囲）

ア 「公立の小学校等」とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園である。

イ 「校長及び教員」とは、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第2条に規定する臨時的に任用された者等を除く。）である。

（2）研修履歴の記録の目的

対話に基づく受講奨励の際に当該記録を活用することにより、教職員が自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資することを目的とします。このため、研修の効果的・効率的な実施から離れて、記録すること自体が目的化することがないように留意してください。

(3) 研修履歴の記録の範囲

次のアからオのとおりとします。なお、アからエまでの研修履歴の記録は必須、オの研修履歴の記録は任意とします。

【記録必須の研修等】

ア 佐賀県教育委員会が実施（所管）する研修

※ファイル名「R7 佐賀県教育委員会実施研修及び指標の紐づけ一覧.pdf」（「本教員研修計画4（3）[p.10]」参照）に記載の全ての研修が履歴の記録の対象です。

※上記一覧にある研修を受講した場合は、受講後一定期間を経て「Plant」に研修受講履歴として自動的に記録されます。

イ 大学院修学派遣（休業含む）により履修した大学院の課程等

ウ 任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得

エ 佐賀県教育委員会を通じて推薦が行われ受講した研修

（例）主催：独立行政法人教職員支援機構（共催：文部科学省）

・教職員等中央研修（〇〇研修）

・学校組織マネジメント研修

など

※ア、イ（休業の場合）及びウのうち、「Plant」を利用せず受講した研修等の受講履歴については、受講者である教職員等が自身で「Plant」に記録します。

※イ（休業ではない場合）及びエのうち、「Plant」を利用せず受講した研修等の受講履歴については、佐賀県教育委員会が「Plant」に記録します。

【記録任意の研修等】

次のオに該当する研修等において、同年度内に「Plant」を利用せずに受講等を行った研修のうち、「さらに伸ばしていきたい分野・領域や新たに能力開発をしたい分野・領域のもの、また、キャリア形成につながるものが期待されるもの」を視点として、教職員個人が選定し記録します。

オ ・職務研修として行われる市町村教育委員会等が実施する研修等
・学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等
・教職員が自主的に参加する研修等

（例）・〇〇市特別支援教育コーディネーター研修会

・佐賀県研究指定校事業校内研究

・九州算数・数学教育研究大会佐賀大会

(4) 研修履歴の記録の内容

「Plant」を利用して受講した研修については、研修受講履歴として次のような項目の情報が自動的に記録されます。

【「指標」が紐づく研修等を受講した場合】

- ・研修名
 - ・研修コード（8桁：「本教員研修計画4（3）（付表）研修コード表」参照）[p. 10, 11]
 - ・研修主催者（所管）
 - ・研修形態（対面／リアルタイム・オンライン／オンデマンド／eラーニング／その他（2つ以上の研修形態の複合等））
 - ・研修属性（悉皆研修／希望研修／指名研修／推薦研修）
※悉皆研修は必須研修（基本研修）、希望研修は希望等研修（選択研修）、指名研修、推薦研修は特別研修（推薦研修）と読み替える。「本教員研修計画4（1）研修分類について」参照[p. 8]
 - ・研修実施日・期間
 - ・関連する育成「指標」項目
 - ・キャリアステージ
- など

【「指標」が紐つかない研修等を受講した場合】

- ・研修テーマ（教科等指導関係／生徒指導・教育相談関係／特別支援教育関係／健康・安全教育関係／人権教育関係／情報教育関係／マネジメント関係／その他）
 - ・研修名
 - ・研修主催者
 - ・研修形態
 - ・研修実施日・期間
- など

※「指標」と研修の紐づけについては、本教員研修計画2 [p. 2]及び4（3）[p. 12]を参照してください。

※市町教育委員会によって「Plant」に登録された研修を受講した場合、上記各場合の項目に準じて「Plant」に自動的に記録されます。

※「Plant」を利用せずに受講等を行った研修のうち、記録する研修については、上記各場合の項目の内容に準じて教職員等が自身で「Plant」に記録します。

(5) 研修履歴の記録の方法

令和6年度以降は、「Plant」に登録されている研修を受講した場合は、受講後一定期間を経て「Plant」に研修受講履歴が自動的に記録されます。「Plant」を利用せずに受講した研修については、手動で「Plant」に記録することが可能です。

※操作方法等は、令和6年7月12日付スタートアップガイド（教職員用）を御参照ください。

(6) 研修履歴の記録の時期

「Plant」を利用して受講した研修については、研修受講認定後に、自動的に都度記録されます。「Plant」を利用せずに受講等を行った研修のうち、記録する研修については、対話に基づく受講奨励が行われる期末面談等の前までに教職員個人が「Plant」に記録します。

(7) 研修履歴の記録の閲覧・提供

研修履歴の記録の閲覧・提供については、次のとおりです（図「Plant」の概念図（イメージ）右側部参照）。

- ・教育委員会（任命権者・服務監督権者）は、任命する教員等や服務監督する教員等の研修受講履歴を閲覧可能。
- ・学校管理職は、所属する教員等の研修受講履歴を閲覧可能。
- ・教員等は、自身の研修受講履歴を閲覧可能。
- ・研修履歴の記録に際して、受講の有無等の確認などの必要があれば、該当研修所管先に尋ねる。

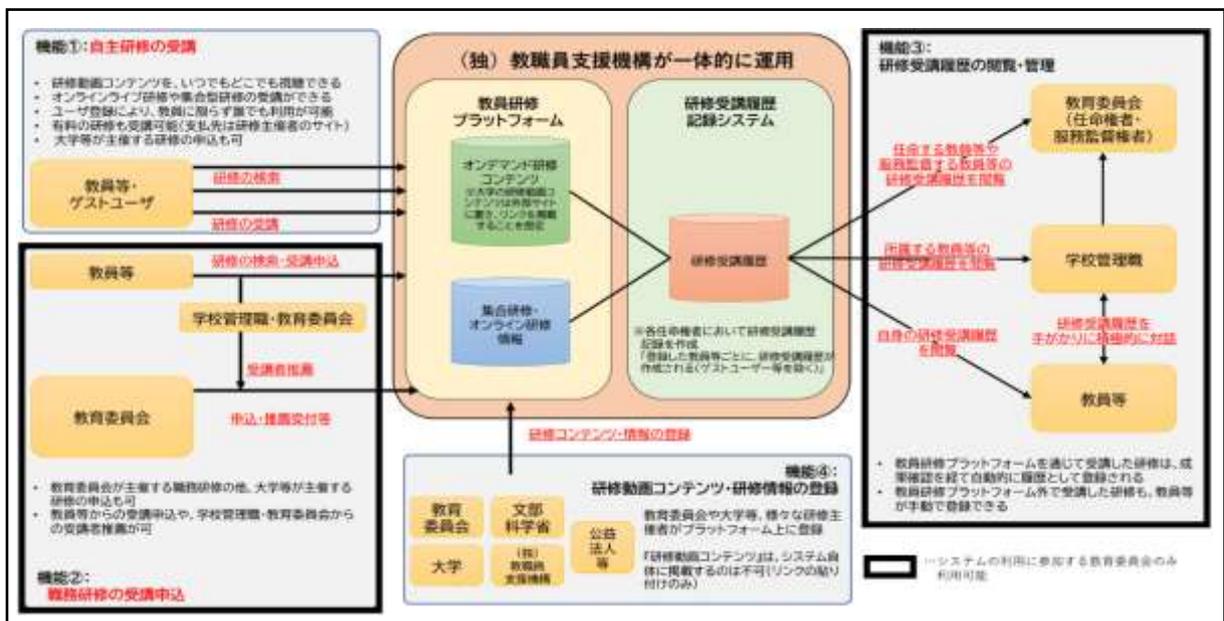


図 「Plant」の概念図（イメージ）

(8) 対話に基づく受講奨励の方法・時期

対話に基づく受講奨励の方法・時期については、次のとおりとします。

○校長等が期首面談及び期末面談等の面談の機会を活用しながら対話を行っていく。

- ・学校管理職等と教職員は、当該教職員に求められる資質能力を「指標」に基づいて確認し、共有する。
- ・学校管理職等と教職員は、教職員個人の研修履歴を参照しながらOJTや校内及び校外研修の実施状況を振り返り、共有する。
- ・学校管理職等は、当該教職員の今後の資質向上のための指導助言や研修に関する受講奨励を行う。

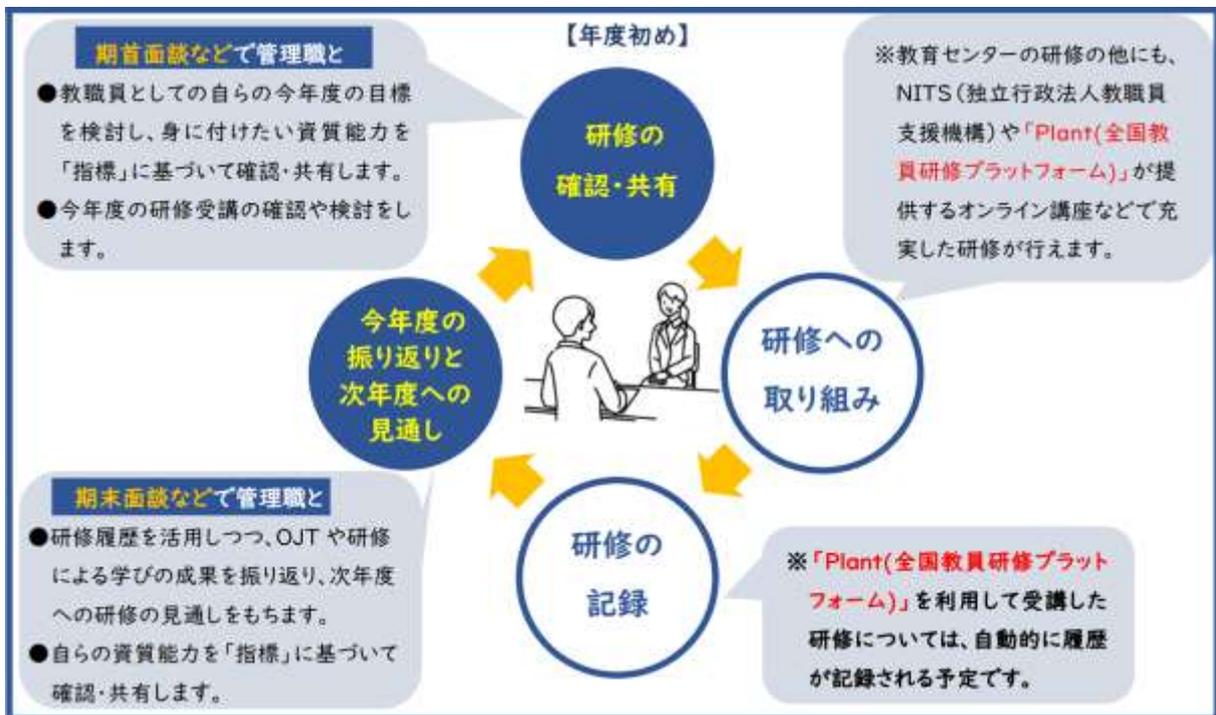


図 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の実施イメージ